

夢まち城台子育て支援住宅

エミール城台

入居者募集要項







大分県
豊後高田市



ぶんごたかだ夢まち城台子育て支援住宅 「エミール城台」入居者募集要項

定住促進と子育て世帯の支援のため、城台地区にメゾネットタイプの市営住宅「エミール城台」が、平成27年8月に完成しました。
現在、入居者を募集中です。

-  1 住宅の所在地 豊後高田市城台587番地3 (I棟)
豊後高田市城台587番地5 (V棟)
-  2 募集戸数 1戸 (Ⅳ-1)
-  3 構造及び広さ等 メゾネットタイプ木造2階建 2LDK (74㎡)
(駐車スペース2台)
-  4 部屋の間取り及び位置図



間取りイメージ



※若干仕様が変更となることもあります。

場所はココだよ♪





5 入居申込ができる方（入居申込日において次のすべてを満たす方）

- ①小学生以下の子を扶養し、現に同居している世帯又は現在妊娠中で、かつ、母子健康手帳の交付を受けている世帯
- ②市外から転入して本市に居住しようとしていること又は、本市に居住していること（※エミール城台に住所を移す必要があります。）
- ③世帯の前年所得合計額が189万6千円以上584万4千円以下であること
- ④世帯員全員が市税を滞納していないこと
- ⑤世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

6 家賃及び敷金

- ①家賃 48,000円／月
- ②敷金 144,000円（家賃の3か月分）

7 入居申込の期間及び場所

- ①申込期間 令和8年4月20日（月）から令和8年4月30日（木）（必着）
【市外在住者限定】

（申込者がいなかった場合）

令和8年5月1日（金）から令和8年5月13日（水）（必着）
【市内・市外在住者】

- ②申込場所 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3
豊後高田市地域活力創造課 定住促進係
※お持ちいただくか、ご郵送（必着）ください。

お持ちいただく場合は平日8：30～17：00の間
で受付をしています。

◎入居申込に必要な書類

- ①夢まち住宅入居申込書
- ②添付書類

- ・入居する世帯員全員の住民票の写し
- ・入居する世帯員全員（16歳未満除く）の所得証明書（控除内訳あり）
- ・入居する世帯員全員（16歳未満除く）の市町村税の完納証明書等
- ・入居する世帯員全員が暴力団員でないことを誓約する書面
- ・特殊詐欺の用に供する等住宅以外の用途に使用しないことを誓約する書面
- ・母子手帳の写し（妊娠中の場合）
- ・その他市長が必要と認める書面
（婚約者との入居を希望する場合は、婚約を証明する書類が必要です。）

8 入居者の選考方法

入居者は、市外在住の方を優先し、子どもの人数などにより、書類選考で決定します。

※書類審査で決定しない場合は公開抽選会を行います。





9 公開抽選会

※いずれも場所は市役所高田庁舎
時間は18時～

【市外在住者限定】令和8年5月7日（木）

【市内・市外在住者 ※上記期間で申込がなかった場合】
令和8年5月18日（月）



10 入居可能日

令和8年6月上旬頃

※申込状況によっては前後する場合がございます。



11 その他の入居条件

(1) 豊後高田市ケーブルネットワークへの加入が必要です。

(料金) ケーブルテレビ基本料金	1,320円/月
通信サービス（ひかり電話基本料金込み）	1,716円/月
合計額	3,036円/月

※このほかにひかり電話開通工事費（新規番号取得の場合は、1,944円）と毎月のひかり電話通話料が必要です。

※インターネット接続は別途料金が必要です。

(2) 自治会への加入及び協力

自治会へ必ず加入をお願いします。また、自治会活動へは積極的に参加してください。

(3) 入居決定後の手続き

選考で入居が決まった方へ市より「入居決定通知」を送付します。その通知を受けた日から10日以内に次の手続きが必要です。

① 請書等の提出

原則、独立の生計を営み、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する1名の連帯保証人が連署した請書などを提出ください。

② 敷金の納付（家賃の3か月分144,000円を納付してください。）

※水道料金、下水道使用料、電気料金などは自己負担となります。

※「エミール城台」では、犬・猫などのペットの飼育はできません。



12 見学会等

随時見学の受け付けを行っています。

詳しくは地域活力創造課までお問い合わせください。



13 その他

- ・破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕は入居者が行ってください。
- ・駐車場等は、入居者が責任を持って管理をお願いします。
※退去の際に現況に戻す必要があるため、植樹等は避けてください。
- ・エミール城台の居室の一部照明は未設置ですので、好みの照明器具を入居者が設置してください。

